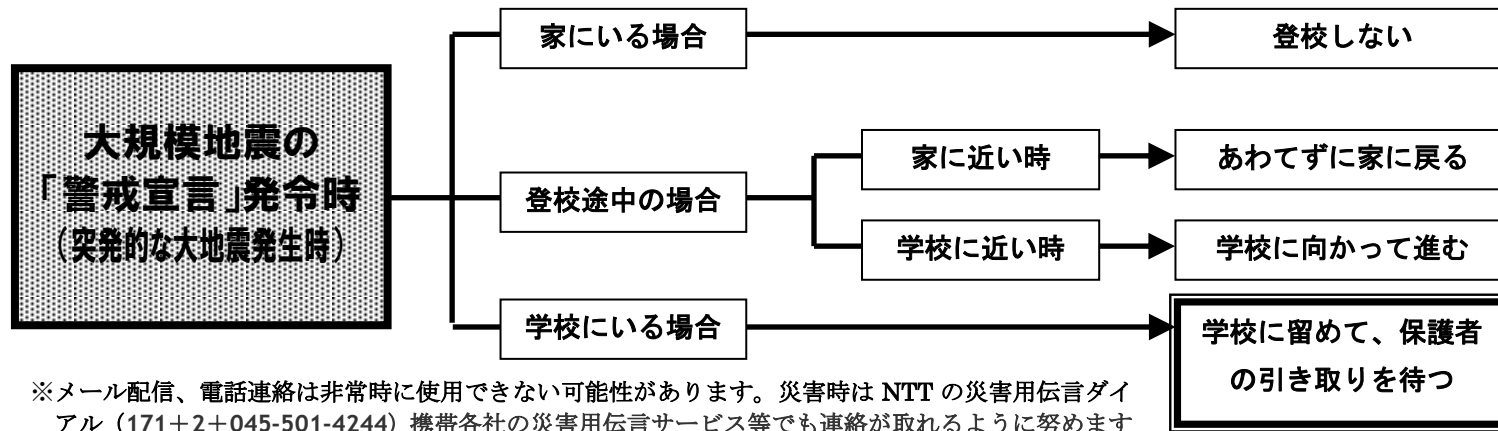


# 災害発生時における対応

## 保存版

本校では、『大規模地震特別措置法』にもとづく警戒宣言や、大規模地震の発生などの緊急災害時および風水害等の「警報発令時」に備え、児童の安全確保対策を下記のように定めています。児童の生命と安全保護のため、ご協力をお願いいたします。

### 地震警戒宣言発令(突発的な大地震発生)時の対応の仕方

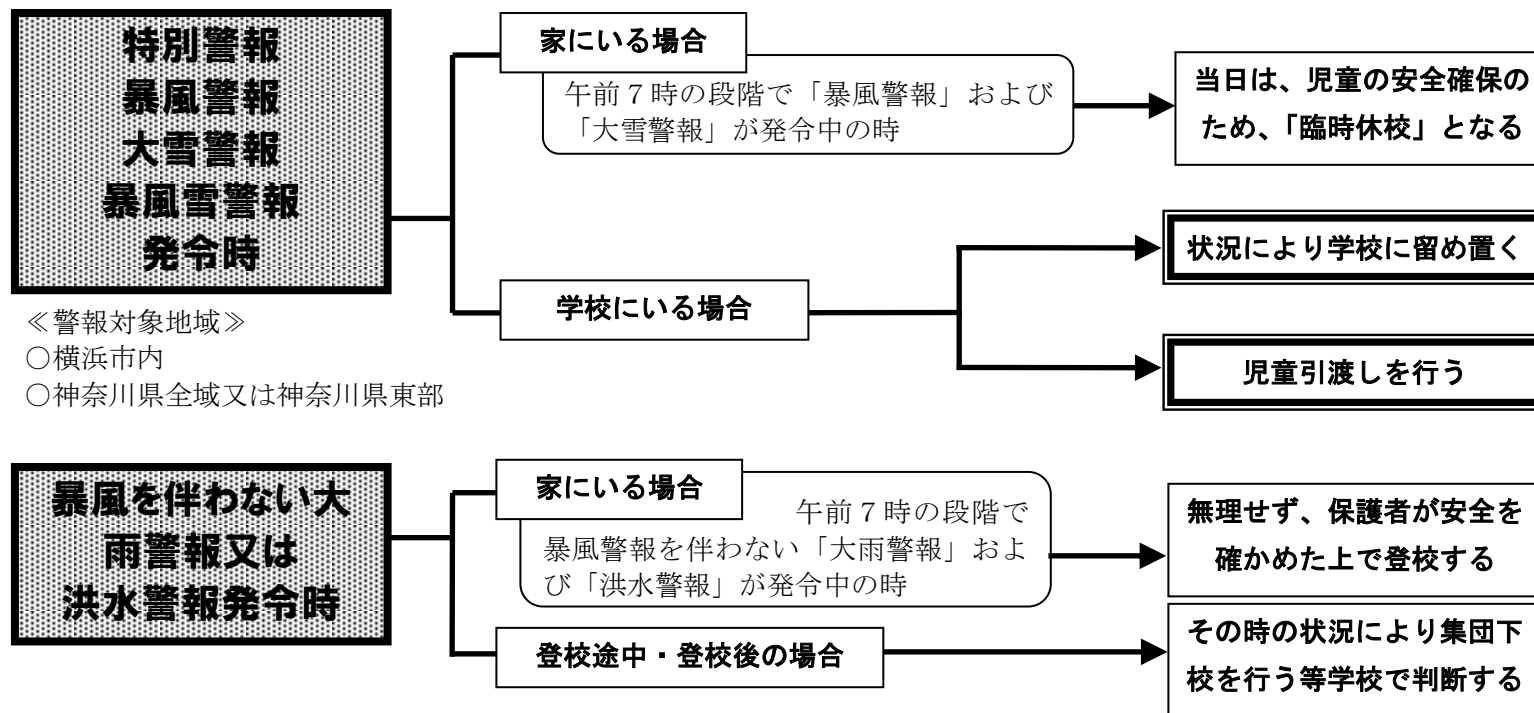


※メール配信、電話連絡は非常時に使用できない可能性があります。災害時はNTTの災害用伝言ダイヤル(171+2+045-501-4244)携帯各社の災害用伝言サービス等でも連絡が取れるように努めますが、連絡がつかない場合でも保護者は児童の引き取りに来てください。

### <警戒宣言の発令について>

1. 「警戒宣言」は、地震予知班の連絡を受け、内閣総理大臣がします。
2. 「警戒宣言」は、テレビ、ラジオ、広報車、消防車、パトカー、ヘリコプター、警鐘、サイレンなどで伝達されます。
3. 「警戒宣言」は、学校からは伝達されません。
4. 「警戒宣言」が発令された場合は、休校となります。
5. 警戒宣言が解除されるまで休校は続きます。安全が確認され、登校が可能な場合は、学校からメール配信により連絡します。尚メール配信未登録の家庭は学校より連絡します。

### 風水害等の気象警報発令時の対応の仕方



◀ 警報対象地域 ▶  
○ 横浜市内  
○ 神奈川県全域又は神奈川県東部

### <児童の登下校について>

1. 午前7時の段階で、「特別警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」が発令継続中の場合は、休校となります。
2. 児童の安全確保のために、下校方法が「保護者の引き取り」になる場合については、メール配信を通じて連絡します。尚メール配信未登録の家庭は学校より連絡します。
3. 風水害や雪害の場合は、「警報」が発令されない時でも、地域によっては児童の安全を考えて登校を見合わせるのよい場合も考えられます。その判断は各家庭で行い、安全を確認した上で登校をさせて下さい。
4. 災害発生のために登校できない場合、及び災害が発生する可能性があるとして登校をしなかった場合でも欠席にはなりません。その際は、必ず学校にご連絡ください。

TEL 501-4244

### <お願い>

- 災害時に備えて、家庭での対策を日頃から話し合っておいて下さい。特に、登下校時や放課後など児童自身の対応の仕方を確認して下さい。
- 気象情報については、テレビ・ラジオ等により正確に把握できるようにして下さい。